

## 大規模災害が発生した場合に関する対応指針

平成28年 3月30日  
総務省政策統括官（統計基準担当）決定

## I 背景及び目的

本指針は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年 3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「災害発生時等の備えとして、大規模災害が発生した場合の対応に関する課題を抽出し、対応指針を取りまとめるとともに、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、順次取組を進める。」などとされていることに基づき、各府省等における大規模災害が発生した場合に関する具体的な行動計画の策定を促進するため、定めるものである。

なお、本指針における「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項\*の規定中「著しく異常かつ激甚な非常災害」に相当する災害を想定している。

\* 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）  
（緊急災害対策本部の設置）

第28条の2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第40条第2項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。

各府省等は、本指針を参考として、所管する統計調査や加工統計ごと又はそれらをまとめて、大規模災害が発生した場合における具体的な行動計画を策定されたい\*。行動計画の策定に当たって、下記Ⅱに掲げる取組事項のうち、※が付されている事項については、その主旨を行動計画に必ず盛り込むこととし（※のうち、法定受託等により地方公共団体を調査系統として含んでいるものについては「※ 地方公共団体関係調査」と記載している。）、それ以外の事項については、それぞれの状況に応じて取捨選択・変更する。また、行動計画は、基本的には既存の各府省等における業務継続計画と対象範囲がすみ分けられるものであるが、重複する記述がある事項については業務継続計画によるものとし、行動計画にその旨を記述するなど業務継続計画との整合性を持たせるよう留意すること。

なお、本指針は、各府省等が、大規模災害までには至らない程度の災害が発生した場合に関する行動計画について、本指針を参考として策定することを妨げるものではない。

\* 加工統計については、公表周期が月次・四半期のものを想定。なお、他府省等の情報も使用して統計を作成している場合の行動計画については、自府省等の業務のみに係るものとしても構わないものとする。

## Ⅱ 大規模災害に関する取組事項

## 1 平常時の取組

## (1) 緊急時体制の整備

- ① 緊急時体制の責任者、関係者の役割・責任、指揮命令系統を明確に定めておくこと。 ※
- ② 重要な役割を担う者が死傷したり連絡がつかなくなったりする場合に備え、権限委譲や代行者及び代行順位を定めておくこと。 ※
- ③ 緊急時体制に係る連絡先名簿を作成しておくこと。 ※
- ④ 事業継続に係る基本的な対応方針を定めておくこと。 ※

## (2) 統計調査を実施できない場合の政府・国民への影響の評価

- ① 統計調査業務が中断した場合の影響について、定量的又は定性的に評価し、重要

な統計調査を特定すること。また、それらの重要な統計調査業務について、どの程度の中断に耐え得るかを検討しておくこと。

- ② 上記①の結果を踏まえ、優先的に継続・復旧すべき重要業務を絞り込んでおくこと。

### (3) 様々な障害別の業務遂行可能性の検証

- ① 統計調査業務の中断を引き起こす可能性がある発生事象（例えば、大規模災害が発生したことによる要員、庁舎、電力、電話設備、情報システム等の障害）を洗い出しておくこと。
- ② 上記①で洗い出した発生事象について、発生の可能性及び発生した場合の影響について定量的又は定性的に評価し、優先的に対応すべき発生事象の種類を特定し、順位付けをしておくこと。
- ③ 優先的に対応すべきとして特定した発生事象によって、重要業務がいつまでに復旧できるか、どのくらいの業務水準で継続・復旧できるかを推定しておくこと。

### (4) 中枢機能の確保

- ① 調査票情報等のバックアップを用意し、遠隔地で保管すること。
- ② 現拠点の建物、設備等の防御のための対策（耐震補強、防火対策、洪水対策等）を行うこと。
- ③ 現拠点での勤務が不可能な状況になった場合に備えて、代替拠点を選定しておくこと。

### (5) 国と地方公共団体等との連絡手段の構築

被災時の国と地方公共団体等との連絡手段として、政府共通NW/LGWAN掲示板システム (<https://glbbs.gex.hq.admix.go.jp/NB/NoticeBoard.nsf>) のバーチャルフォーラム上に、総務省政策統括官（統計基準担当）がフォーラムを設ける。

被災後、通常の連絡ができるようになるまでは、極力当該フォーラム上で双方向の連絡を行うこと。各府省等間における情報共有についても、極力当該フォーラム上で行うよう努めること。 ※

### (6) 調査関係書類の提供の検討

所管する統計調査の実施に際して収集した調査関係書類（調査対象名簿、調査区地図、要図等その他関係書類）について、被災地域の復旧・復興等に向けた利用に供することができるよう、過去の実績を含め整理しておくこと。 ※

### (7) 研修・訓練の実施

- ① 研修・訓練の実施体制、目的、対象者、実施方法、実施時期等を含む実施計画を作成しておくこと。 ※
- ② 研修・訓練の実施計画には、関連する地方公共団体、統計調査員等に対する内容も含むものとする。 ※ 地方公共団体関係調査
- ③ 研修・訓練は、定期的に行うほか、体制や要員に大幅な変更があったときや行動計画の見直し・改善を実施したときに行うこと。 ※
- ④ 研修・訓練には、行動計画について、関係者が常に活用できるよう適切に管理させることを盛り込むこと。 ※

## 2 災害時の取組

### (1) 調査実施に関する取組

#### ア 初動

##### 【国の本府省内部部局等が大きな被害を受けた場合】

- ① 職員の安全確保、周囲の安否確認等を優先した上で、上記1(1)によりあらかじめ定めた緊急時体制も踏まえ、大規模災害に応じた体制構築を行うこと。 ※
- ② 要員、庁舎、電力、電話設備、情報システム等の障害発生状況を踏まえ、事業継続の可否について責任者が判断すること。事業継続不可の場合、復旧するまで所管の統計調査業務を止めることとし、その旨、連絡が可能になり次第、総務省政策統括官(統計基準担当)を含む関係機関に報告すること。 ※
- ③ あらかじめ整理した取組のうち初動として行うべき取組があれば、国の機関の被害状況等を踏まえつつ、大規模災害に応じた体制構築後速やかに実施すること。

##### 【国の本府省内部部局等が大きな被害を受けていない場合】

- ① 被災地域に統計調査業務を行う地方支分部局がある場合には、現地において地方支分部局の職員の安全確保、周囲の安否確認等を優先した上で、あらかじめ定めた緊急時体制も踏まえ、大規模災害に応じた体制構築を行い、また、国の本府省内部部局等の統計部門との間で連絡手段を構築すること。
- ② あらかじめ整理した取組のうち初動として行うべき取組があれば、国の機関の被害状況等を踏まえつつ、大規模災害に応じた体制構築後速やかに実施すること。

#### イ 被害状況の把握等

- ① 報道や関係機関等からの連絡などにより情報を収集し、可能な範囲で調査対象地域の被害状況の把握を行うこと。 ※
- ② 被災直後の地方公共団体は災害復旧に忙殺される状況にあることに鑑み、被害状況の把握に当たっては、被災した地方公共団体への国からの連絡が可能な限り輻輳しないよう留意すること。 ※ 地方公共団体関係調査
- ③ 上記留意点も踏まえ、国・地方公共団体の被災状況等に係る情報の共有に当たっては、可能な限り、政府共通NW/LGWAN掲示板システムのバーチャルフォーラムを活用すること。 ※
- ④ 地方公共団体からの被害情報の発信は、復旧業務との兼ね合いに応じて適宜実施してもらうこととし、国側は詳細情報の把握を急がないこと。地方公共団体からは、庁舎、情報システム、紙媒体の調査票が受けた被害、職員、統計調査員・調査対象者の安否確認といった、統計調査業務の継続の判断に資する情報を適宜発信してもらうこと。 ※ 地方公共団体関係調査
- ⑤ 国が自ら実施する統計調査において、統計調査員・調査対象者の安否確認に当たっては、大規模災害直後は、電話が繋がらないなど迅速な連絡が取れないことや、統計調査員・調査対象者の無事を第一に考え、避難等に差し支えないよう留意すること。 ※

#### ウ 調査票、調査関係書類等の取扱い

##### 【国の本府省内部部局等が大きな被害を受けた場合】

- ① 庁舎等の立入禁止などにより調査票、調査関係書類等の収集等が不可能となる状況が発生するおそれがあることに留意すること。
- ② 地方公共団体・民間事業者・統計調査員等が管理する調査票、調査関係書類等については、配送中の事故など物流の混乱による滅失・毀損等が起こり得ることに留意すること。

- ③ 上記留意点を踏まえ、調査票、調査関係書類等については、統計調査員等が提出を保留して統計調査員の自宅に保管することを認めるなど可能な限り弾力的な対応を行うよう努めること。
- ④ 調査票、調査関係書類等が滅失・毀損している場合は、必要に応じて調査や公表の変更を検討すること。

**【国の本府省内部部局等が大きな被害を受けていない場合】**

- ① 地方公共団体・民間事業者・統計調査員等が管理する調査票、調査関係書類等については、配送中の事故など物流の混乱による滅失・毀損等が起り得ることに留意すること。
- ② 上記留意点を踏まえ、調査票、調査関係書類等については、地方公共団体・民間事業者が提出を保留すること、統計調査員等が直接持参することや提出を保留して統計調査員の自宅に保管することを認めるなど可能な限り弾力的な対応を行うよう努めること。
- ③ 調査票、調査関係書類等が滅失・毀損している場合は、必要に応じて調査や公表の変更を検討すること。

## エ 調査変更等

### (7) 調査変更の判断

調査変更に当たっては、以下の内容について判断すること。

- ① 調査変更が必要な調査対象者又は地域を特定すること。
- ② 調査対象者又は地域ごとに調査票配布・回収時期を延期すること。
- ③ 調査対象者又は地域ごとに調査事項を変更すること。
- ④ 調査対象者又は地域ごとに調査を中止し、代替となる調査対象を選定すること。
- ⑤ 上記①から④までに加え、庁舎等の立入禁止、物流の混乱等による調査票の収集への影響、調査票、調査関係書類等の滅失・毀損等の状況を踏まえ、必要に応じて、再調査や補完推計等を実施すること。

### (4) 調査変更の手続

- ① 大規模災害の際の調査変更の手続の簡略化について、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置に関する政令の制定、公布及び施行の状況等を踏まえ、総務省政策統括官（統計基準担当）は、各府省等並びに都道府県及び指定都市に対し、調査変更に際し弾力的な対応を行うといった手続簡略化に係る通知を政府共通NW/LGWAN掲示板システムのバーチャルフォーラム上で可及的速やかに発出する。 ※
- ② 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置に関する政令及び上記①の総務省政策統括官（統計基準担当）からの通知を踏まえ、必要に応じて、調査変更の手続を行うこと。 ※

### (ウ) 公表変更の判断、変更の国民への周知

- ① 公表期日の変更を行う措置についての情報は、可能な限り本来設定していた公表期日の一週間前までに周知すること。また、公表期日の変更の有無にかかわらず、公表期日、特別な対応の有無等について、各府省等ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat）の「各府省からのお知らせ」に掲載すること。  
※
- ② 特別な対応が取られた調査の結果については、当該調査結果の公表の際に、

特別の対応の具体的内容の情報を提供すること。 ※

## (2) 統計情報の提供等

### ア 統計情報の提供

- ① 被災地域の復旧・復興に貢献すべく、各府省等においては、必要に応じ、特別集計による被災状況に係る統計情報、復旧・復興に向けた統計情報の提供を行うこと。 ※
- ② 統計情報の提供実績については、ホームページや統計法施行状況報告などで提供・共有すること。 ※

### イ 調査関係書類の提供

所管する統計調査の実施に際して収集した調査関係書類について、II 1 (6) であらかじめ整理した内容を踏まえ、被災地域の復旧・復興等に向けた利用に供すること。 ※

## (3) 調査再開、記録保存・情報共有

### ア 調査再開の公表、調査再開の総務省政策統括官（統計基準担当）への連絡

- ① 調査再開に当たっては、被災地域の住民の生活の安定や調査実施業務を担う組織における業務体制に留意の上、無理のない範囲で通常業務を再開すること。 ※
- ② 調査再開の公表については、各府省等ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat）の「各府省からのお知らせ」に掲載すること。 ※
- ③ 調査再開については、総務省政策統括官（統計基準担当）にメール又はファックスにより連絡すること。 ※

### イ 記録保存・情報共有

- ① 大規模災害に対する対応状況について、可能な限り記録し保存するとともに、総務省政策統括官（統計基準担当）は、各府省等の対応状況について取りまとめ、ホームページや統計法施行状況報告などで提供・共有する。 ※
- ② 大規模災害に際して行った特別措置の影響について、可能な限り、保存・情報共有を図ること。 ※

## III 推進体制

本指針を参考とした各府省等における具体的な行動計画の策定を促進するため、「統計リソースの確保及び有効活用等に関するワーキンググループ」において、各府省等の行動計画の策定に係る状況について情報共有を行う。各府省等は、他府省等の行動計画を参考として、自らの行動計画の策定や更なる見直し・改善を行うものとする。

行動計画については、政府共通NW/LGWAN掲示板システムのバーチャルフォーラムでも共有することとする。

また、政府共通NW/LGWAN掲示板システムのバーチャルフォーラムの使用方法については、定期的に確認することとする。

## IV その他

### 1 統計調査業務の継続及び早期復旧への努力

正確な公的統計は、政府に対する国内及び我が国に対する国外からの信頼に寄与するものであることに鑑み、各府省等は、可能な限り統計調査業務を継続するよう努めると

ともに、統計調査業務が中断された場合にあっては可能な限り統計調査業務を早期に復旧することができるよう努める。

## **2 本指針の見直し**

本指針は、大規模災害を始めとする災害の発生状況、政府内における他の取組状況、上記Ⅲにおける各府省等の取組状況等を踏まえ、必要に応じて、適宜、見直しを行う。